

北海道障害児通所給付費等不服審査実施要綱

第1 趣旨

北海道における障害児通所給付費等不服審査の実施に関する事項については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）及び北海道障害児通所給付費等不服審査会の設置等に関する条例（平成24年北海道条例第11号）などに定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 委員の選任

審査会委員は、次の各号に規定する者から、身体障がい、知的障がい、精神障がい各分野の均衡に配慮し、選任するものとする。

- (1) 福祉分野の学識者（大学教授等）
- (2) 法曹関係者、行政経験者等紛争解決についての見識者（弁護士等）
- (3) 医療分野の学識経験者（医師等）
- (4) 障害者を代表する者（障害者団体等）
- (5) その他福祉分野における経験者（相談支援コーディネーター等）

第3 請求のあった事件の処理

請求の合った事件の処理について、次の各号に掲げるものは、北海道が行う。ただし、必要があると認められる場合は、当該審査を行う合議体の委員に対し、事前に当該審査資料を送付し、処置の方法についての検討を依頼するものとする。

- (1) 審査請求書の受付
- (2) 審査請求書の補正命令
- (3) 処分庁、関係機関への通知
- (4) 弁明書の送付
- (5) 審査請求人への意見陳述機会の付与
- (6) 法第56条の5の5第2項で準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第103条の規定に基づく、医師等への調査の依頼
- (7) 審査会に附議する審査請求の事件の決定
- (8) 会議における議事録の作成
- (9) 審査請求の裁決

2 審査会は、北海道が附議した審査請求の事件について、審査し、議決を行う。

第4 会議の開催

審査会は、会長が招集し、通知は開会日の7日前までに行う。ただし、第1回目の審査会及び急を要する場合は、この限りでない。

2 審査会の委員は、次の各号に該当する場合、当該審査に係る議事に加わることができない。

- (1) 審査請求人であるとき
- (2) 審査請求人の親族であるとき、又あったとき。
- (3) 審査請求人の代理人であるとき。

3 会議の内容について、次の事項を記載した会議録を作成し、審査請求の事件を取り扱った合議体の長の指名する出席委員2名がこれに署名する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 裁決となった事項及び賛否の数
- (5) その他必要な事項

第5 医師等への調査依頼

法第56条の5の5第2項で準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第103条の規定による知事が指定する医師等は、調査する案件が生じたときに個別に選任する。

2 医師等は、依頼を受けた調査案件について、必要な実地調査等を行い、その結果を速やかに知事に報告しなければならない。

第6 補則

この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月23日から施行する。